

パートタイマー賃金規程

合同会社リミットブレイク

(目的)

第1条 この規程は、合同会社リミットブレイク(以下、「会社」という。)のパートタイマーの賃金に関する事項を定めたものである。

(賃金)

第2条 賃金の構成は次のとおりとする。

- (1) 基本給 (時給)
- (2) 諸手当
 - 1 資格手当 ※
 - 2 実績手当 ※
 - 3 能力手当 ※
 - 4 永年手当 ※
 - 5 処遇改善手当 ※
 - 6 行動援護手当 ※
 - 7 ピークタイム手当 ※
 - 8 土日祝日手当 ※
 - 9 難易度手当 ※

※は処遇改善加算等を原資とする

- (3) 時間外・休日・深夜手当
- (4) 特別一時金

(基本給の決定及び改定)

第3条 基本給は採用時に本人の資格により、時給の場合は別表1により決定する。

2. 基本給の改定は原則として行わない。ただし、無期雇用に転換した者は年1回改定を行う。
3. 改定は本人の会社に対する貢献度、実績、会社の業績などを勘案して、本人との話し合いにより昇給昇格、または減給降格する

(諸手当)

第4条 諸手当は次のとおりとする。

- (1) 実績手当 中途採用した者であって前職の実績や規定外の資格などを評価して支給する。
- (2) 能力手当 事務能力、営業能力及び管理能力を総合評価して支給する

- る。
- (3) 永年手当 2年以上勤務した者について、次の計算式で支給する。
(勤続年数-1) × 10円 × 労働時間
 - (4) 処遇改善手当 処遇改善加算の支給総額の50%以上を個別で評価し配分し、対象となる者に支給する。
 - (5) 行動援護手当 行動援護サービスを行ったとき次の計算式で支給する。
歩行及び交通機関の場合 50円 × 行動援護サービス時間
支援者が運転する場合 一回につき250円加算する。
 - (6) ピークタイム手当 7時から9時、17時から22時のピークタイムの時間帯に勤務した者に次の計算式で支給する。
100円 × ピークタイム中の労働時間
 - (7) 土日祝日手当 土曜日、日曜日、および国民の祝日に勤務した場合に次の計算式により支給する。
100円 × 土日祝日の労働時間
 - (8) 難易度手当 サービス提供にあたって訪問先がより難易度が高い場合その度合いによって次の計算式により支給する。
100円～1000円(訪問先により異なる) × 難易度が高い訪問先に従事した時間数

(時間外・休日・深夜手当)

第5条 法定労働時間を超えて労働した場合は時間外手当、法定休日に労働した場合は休日手当、深夜時間帯に労働した場合は深夜手当を支給する。

2. 計算方法は次のとおりとする。

(月間60時間以内の時間外手当) 時給単価 × 1.25 × 時間外労働時間数

(月間60時間超えの時間外手当) 時給単価 × 1.5 × 時間外労働時間数

(休日手当) 時給単価 × 1.35(法定休日) × 休日労働時間数

(深夜手当) 時給単価 × 1.25 × 深夜労働時間数

(時給単価の計算方法)

第6条 前条の手当の計算の基礎となる時給単価の計算は次のとおりとする。

時給 + 実績手当 + 能力手当 + 永年手当 + 処遇改善手当 = 時給単価

諸手当について、月決めの手当がある場合は、一か月の所定労働時間で割り戻して計算するものとする。

2. 時間外労働が、サービス、時間帯、曜日、訪問先によって手当が支給されている時間帯に及んだ場合については、前項の時給に該当する手当分を加算して時給単価を求めるものとする。

(賃金締切日、支払日および支払い方法)

第7条 賃金は、毎月1日から起算し、当月末日に締め切って計算し、翌月20日(支払日が休日の場合はその前日)に支払う。

2. 賃金は、同意を得た上で原則として本人が指定する口座に振り込む。
3. 従業員は振込先を2ヶ所まで振り分け指定することが出来る。

(賞与)

第8条 賞与は原則として支給しない。ただし処遇改善加算等を原資として支給することがある。

(特別一時金)

第9条 従業員が会社に対して新たな従業員を紹介し、雇用につながった場合は紹介者及び採用された従業員に特別教育手当、特別研修手当として一時金を与えることとする。

2. 試用期間を終えた時点で採用された従業員の平均月収の25%をそれぞれに支払う。ただし4月から6月の間の場合は7月の給与に反映させることとする。
3. 紹介者が支給時に在籍している場合に限り支給される。
4. 採用時に紹介者申請用紙を記載することとする。

1.この規則は2026年4月1日から実施する。

2.この規則を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。

(別表1) 基本時給、資格手当

単位 (円)

基本給 (時給)	最低賃金 10 単位切上
基本資格手当	
初任者	100
実務者	400
介護福祉士、児童指導員、教員免許、幼稚園教諭、保育士	600
准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員	650
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健士、看護師	700
心理士 (臨床心理士、公認心理師)	800
歯科医師	1000
医師	1500
※ 下記国家資格複数所持の場合は1つにつき	
士業、師業、運転2種免許、各教員免許	+100、但し上限5種

(別表2) 基本日給

職務及び拘束時間	基本給 (日給)
介護 5時間	6,000
介護 9時間 うち休憩1時間	10,000
技術者・肉体労働 1日	12,000
技術者・肉体労働 半日	6,000